

# 事業再生支援資金

## (ア) 融資条件等

令和7年4月1日現在

融資対象者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの (1) 県中小企業活性化協議会の支援により策定された事業再生計画等に従って事業再生を行うもの (国の事業再生計画実施関連保証制度に対応) (2) 保証機関の保証付き借入金の残高の全部又は一部について、返済条件の緩和を行っている者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、既往借入金の借換え(新たな事業資金の追加を含む)を行おうとするもの(国の条件変更改善型借換保証制度に対応)																				
使 途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	5,000万円																				
利 率	1年以内：年1.75%，1年超3年以内：年1.95%，3年超5年以内：年2.05% 5年超7年以内：年2.25%，7年超10年以内：年2.35%，10年超：変動金利																				
保証料率	<p>融資対象者(1) 年0.48% ※ 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度のうち、保証機関への保証申込が令和8年3月31日までに終わるものについては、保証料率は年0.2% ※ 責任共有制度対象外の保証付き既往借入金を同額以内で借り換える場合、又は求償権消滅保証を利用する場合は責任共有制度対象外となり、保証料率は年0.68%</p> <p>融資対象者(2) 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.58</td> <td>1.43</td> <td>1.23</td> <td>1.03</td> <td>0.83</td> <td>0.68</td> <td>0.48</td> <td>0.28</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記評点を算できない者の保証料率については、一定料率(0.83%)となります。</p> <p>※ 担保の提供がある場合は、0.1%引き下げます。 ※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。適用を受けるには、登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13												
融資期間	15年以内 ※ 融資対象(1)の据置期間は12月以内、ただし、事業再生計画実施関連保証((経営改善・再生支援強化型)のうち、保証機関への保証申込が令和8年3月31日までに終わるものについては、36月以内 ※ 融資対象(2)の据置期間は12月以内、ただし、新規融資分を含む場合は24月以内																				
償還方法	毎月均等分割																				
申 込 先	取扱金融機関																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)																				
融資申込に必要な書類	<p>◇中小企業制度資金融資申込書(県要綱第1号様式) ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類</p>																				

- 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
- 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

## (イ) 融資の流れ

